

第二期鳴門市教育振興計画実施計画

第二期

鳴門の学校づくり計画

平成29年 5月

鳴門市教育委員会

目次

I	計画の策定にあたって	1
1	はじめに	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	前計画の総括	3
II	計画策定の基本方針	6
1	本市の現状と課題	6
	(1) 人口の推計	
	(2) 幼稚園別園児数の推移	
	(3) 4・5歳児数の推計	
	(4) 小学校別児童数の推計	
	(5) 中学校別生徒数の推計	
	(6) 学校施設の耐震化の状況について	
2	計画策定にあたっての考え方	11
	(1) 小規模校（複式学級）のメリット・デメリットについて	
	(2) 適正規模の考え方	
	(3) 適正配置の考え方	
	(4) 公立幼稚園を取り巻く状況	
3	鳴門市における学校再編の基本方針	17
	(1) 学校再編の視点	
	(2) 学校再編の進め方	
III	小中学校の再編実施計画	20
1	第一中学校区	20
2	第二中学校区	20
3	鳴門中学校区	21
4	瀬戸中学校区	21
5	大麻中学校区	22
IV	公立幼稚園の再編実施計画について	23
V	資料編	24
1	計画策定経過	24
2	諮問・答申	25
3	鳴門市教育振興計画審議会運営要綱	26
4	鳴門市教育振興計画審議会委員一覧	27

I 計画の策定にあたって

1 はじめに

本市では、子どもの数の減少に伴う学校・幼稚園の小規模化から懸念される教育上の課題の解決と新しい学校づくりをめざし、平成20年5月に「鳴門の学校づくり計画」を策定し、学校再編に取り組んでいます。

しかしながら、近年、我が国においては、少子化の急速な進行、グローバル化やICT（情報通信技術）の進展に伴う社会情勢の急激な変化、社会における安全・安心の確保等、様々な課題が生じています。

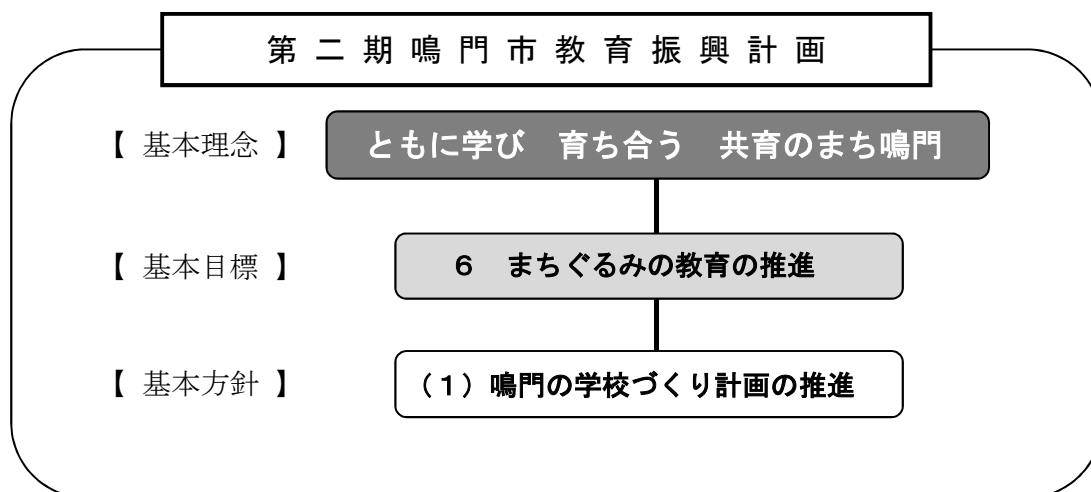
本市においても、0～14歳年齢人口は、平成23年の7,471人から平成28年には6,711人に減少しており、学校・幼稚園の小規模化は急激に進行している状況にあります。また、南海トラフ巨大地震を想定して学校施設の耐震化を促進するとともに、国の「子ども・子育て関連3法」の制定を受け、就学前教育充実のために「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、本市の教育を取り巻く環境は、前計画策定当時とは大きく変化しています。

そのような中、「ともに学び 育ち合う 共育のまち鳴門」を基本理念に掲げ、本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、家庭、学校、地域、行政等全ての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進するため、平成28年に「第二期鳴門市教育振興計画」を策定しました。その中で、「子どもたちが将来にわたって質の高い教育を受けることができるよう、学校のあり方について引き続き検討を進めます。」としており、「鳴門の学校づくり計画」策定以降の社会情勢や教育をめぐる環境の変化に適切に対応するため、前計画を見直し、平成29年度を始期とする「第二期鳴門の学校づくり計画」を策定することとしました。

今後、この計画をもとに、保護者や地域住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、子どもたちにとって、より質の高い教育の推進と、よりよい教育環境の充実をめざします。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年度を始期とする「第二期鳴門市教育振興計画」の実施計画として位置付けています。



3 計画の期間

本計画の期間は10年間とします。

(年度)																
平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38		
鳴門市教育振興計画 基本計画(平成18~27)				第二期鳴門市教育振興計画												
				【基本構想】 10年												
				【基本計画】 おおむね5年で見直し												
鳴門の学校づくり計画 (平成20~28)				第二期鳴門の学校づくり計画 ※10年 社会情勢・教育環境の変化に応じて見直し												

ただし、社会情勢や学校の状況、学校を取り巻く環境の変化に応じ、見直しの必要がある場合は、計画期間にかかわらず適宜見直しを検討します。

なお、公立幼稚園については、公立保育所の再編や認定こども園の新設など、就学前教育・保育をめぐる環境の変化が予想されることから、これまでのように、幼小を一体として再編計画を進めるのではなく、本市全体の就学前教育という視点に立って、別途検討していきます。

4 前計画の総括

これまで本市では、前計画に基づいて学校再編を進めてきました。その基本的な考え方や現在の状況については、次のとおりです。

(1) 前計画の基本的な考え方

① 適正規模の考え方

- 多様な学習活動や集団活動を行うことのできる学級人数の規模があること
- 各学年ともクラス替えのできる複数学級がある学校（園）規模であること
- 多彩な教育活動が展開できる充実した教育環境であること

② 適正配置の考え方

- 旧町にそれぞれ一つ以上の小学校があること
- 一つの中学校区に二つ以上の小学校があること
- 通学距離の負担を軽減するためのスクールバスの導入
- 原則として既存の学校（園）施設を有効活用すること

③ 学校再編の視点

- 複式学級の解消を図ること
- 新しい学校づくりを進めること
- 小中一貫教育校の設置を進めること
- 児童数の確保のための新たな共通学区を設置すること

④ 学校再編の進め方

- より質の高い教育を推進するための学校再編
- 適時性を考慮した学校再編計画
短期：平成20年～ 中期：平成24年～ 長期：中期以降
- 学校規模の大小によらない対等統合

(2) 前計画と現在の状況について

- ① 第一中学校区における学校再編計画
- 第一中学校を存続
 - 撫養小学校、黒崎小学校及び桑島小学校を1校に統合（中・長期）
 - 第一小学校と大津西小学校に共通学区（11号以西木津）を設け、2校を存続

【現在の状況】

H21.4 第一小学校、大津西小学校に共通学区を設置

- ② 第二中学校区における学校再編計画
- 第二中学校を存続
 - 林崎小学校と里浦小学校に共通学区（立岩五枚）を設け、2校を存続

【現在の状況】

H21.4 林崎小学校、里浦小学校に共通学区を設置

- ③ 鳴門中学校区における学校再編計画
- 鳴門中学校を存続
 - 鳴門東小学校及び鳴門西小学校の2校を存続
ただし、鳴門東小学校が複式の場合は、統合後、小中一貫等検討

- ④ 瀬戸中学校区における学校再編計画
- 瀬戸中学校と北灘中学校を統合（中期）
 - 明神小学校、瀬戸小学校及び島田小学校の3校を1校に統合

【現在の状況】

H22.3 島田小学校休校

H26.4 瀬戸中学校と北灘中学校を統合、新たな瀬戸中学校が誕生

- ⑤ 北灘中学校区における学校再編計画
- 北灘中学校と瀬戸中学校を統合（中期）
 - 北灘東小学校と北灘西小学校を統合

【現在の状況】	
H 2 6 . 4	北灘中学校と瀬戸中学校を統合、新たな瀬戸中学校が誕生 校区の拡大に伴い、スクールバスを導入
H 2 7 . 3	北灘東小学校・北灘西小学校休校
H 2 7 . 4	北灘東小学校・北灘西小学校児童の明神小学校への通学に伴いスクールバスを導入

- ⑥ 大麻中学校区における学校再編計画
- 大麻中学校を存続
 - 堀江北小学校及び堀江南小学校の2校を存続
いずれかの学校が複式の場合、統合を検討
 - 板東小学校と川崎小学校を統合

【現在の状況】	
H 2 4 . 4	板東小学校と川崎小学校を統合、新たな板東小学校が誕生 校区の拡大に伴い、スクールバスを導入

- ⑦ 幼稚園における学校再編計画
- 小学校との併設を基本とすることから、再編については小学校に準ずる。

【現在の状況】	
H 1 5 . 3	島田幼稚園休園
H 2 4 . 4	板東幼稚園と川崎幼稚園を統合、新たな板東幼稚園が誕生 園区の拡大に伴い、スクールバスを導入
H 2 6 . 3	瀬戸幼稚園・北灘東幼稚園休園
H 2 7 . 3	北灘西幼稚園休園
H 2 7 . 4	北灘東幼稚園・北灘西幼稚園児の明神幼稚園への通園に伴いスクールバスを導入

Ⅱ 計画策定の基本方針

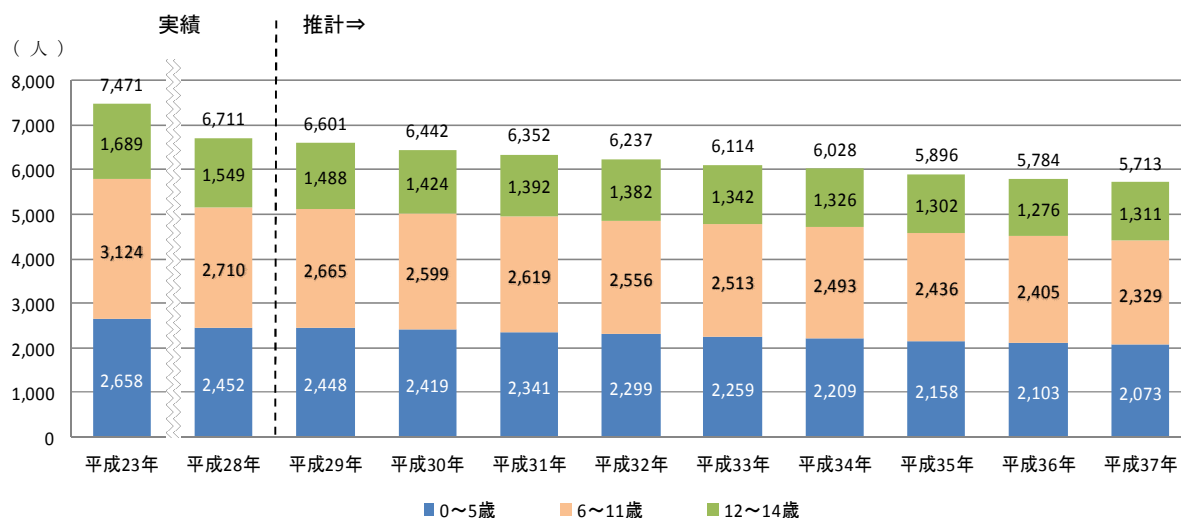
1 本市の現状と課題

(1) 0歳から14歳の人口推計

本市においては、0～14歳人口が、平成23年の7,471人から平成28年には6,711人となっており、約10%減少しています。また、今後の人口推計を見ると、平成37年には5,713人となり、平成28年と比べると約15%減少する見込みで、この少子化の傾向は、今後も続くものと予想されます。

こうした状況を踏まえ、少ない子どもを地域の将来を担うかけがえのない存在として大切に育てるとともに、子どもの数が減少することを想定した学校や幼稚園のあり方について検討していく必要があります。

0歳から14歳の人口推計

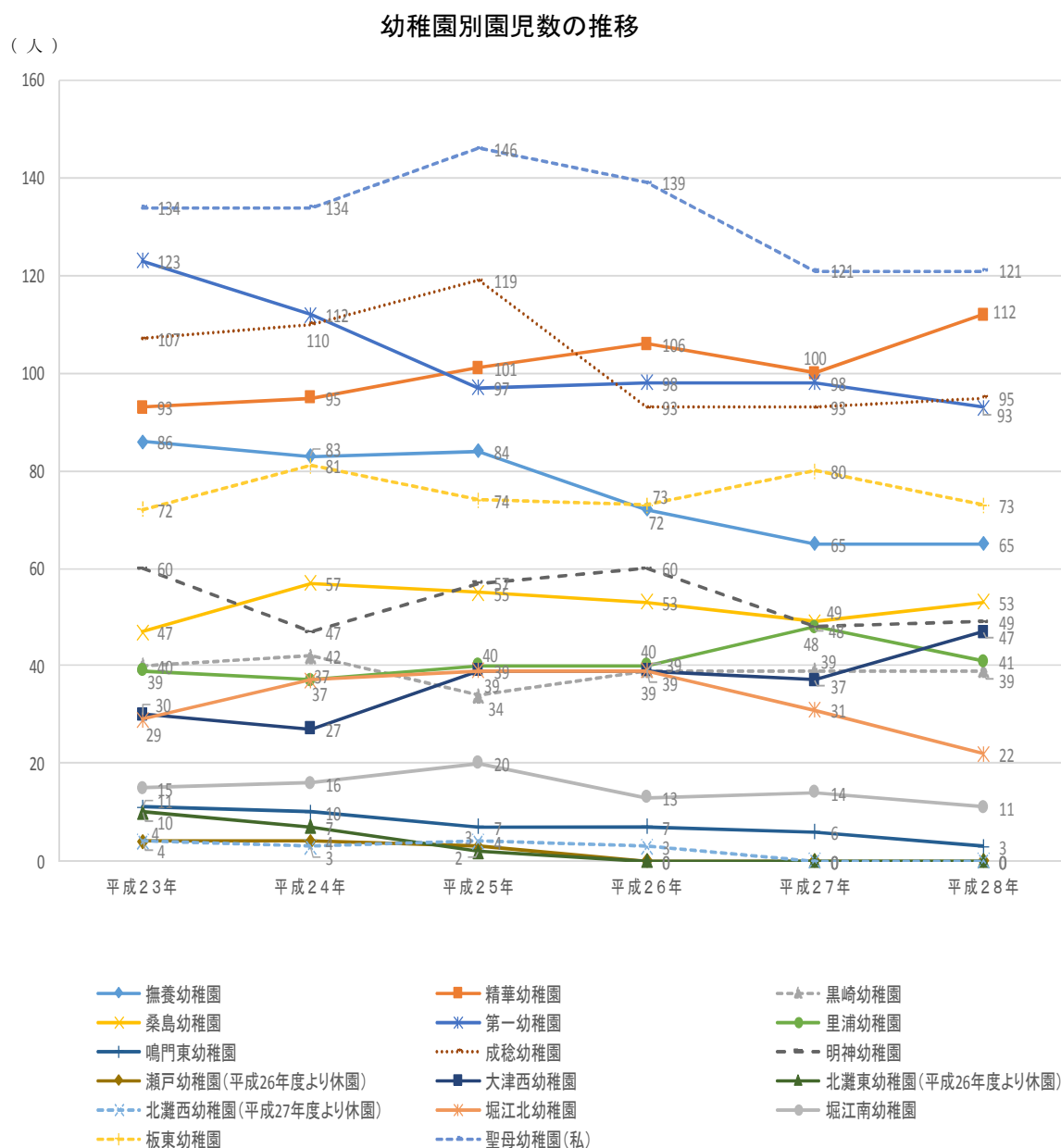


注1) 平成23・28年度実績…住民基本台帳・外国人含む(各年3月末)

注2) 平成29年度～平成37年度推計…コーホート変化率法により算出

(2) 幼稚園別園児数の推移

幼稚園別園児数の推移を見ると、大半の幼稚園が減少傾向にある中で、精華幼稚園、大津西幼稚園は増加傾向にあります。第一幼稚園は減少数が最も多く、平成23年の123人から平成28年の93人と、30人減少しています。また、堀江北幼稚園の園児数の減少が顕著となっていますが、これは平成27年度より近隣に私立の認定こども園が開園したことも影響していると考えられます。

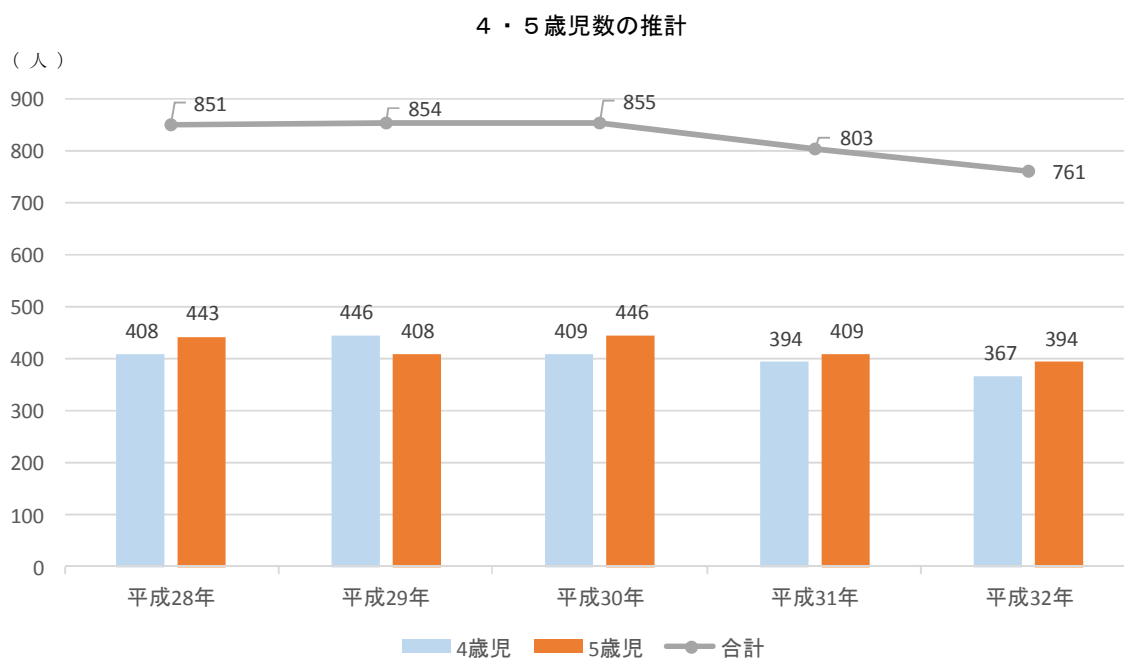


注1) 園児数は学校基本調査による

(3) 4・5歳児数の推計

平成32年度までの推計を見てみると、4歳児・5歳児ともに増減を繰り返しながら、全体としては減少していく見込みです。平成28年度と平成32年度では4・5歳児合わせて90人、約10.6%の減少が予測されます。

幼稚園児数については、全体的な子どもの数の減少と今後の私立保育所等の認定こども園への移行などにより、現在の公立幼稚園の園児数703人から減少していくことが予想されます。



注1) 平成28年度実績…住民基本台帳(5月末)

注2) 平成29年度以降は平成28年度実数により試算

(4) 小学校別児童数の推計

平成28年度と平成34年度を比較してみると、児童数全体では、219人、約8.3%の減少が見込まれます。特に、明神小学校・大津西小学校・鳴門西小学校においては40人以上という大きな減少が予測されます。一方、桑島小学校・第一小学校のように、児童数増加が見込まれる学校もあります。

また、瀬戸小学校・鳴門東小学校・堀江南小学校では、国の学級編制基準上は、複式学級編制となる状態が続く見込みとなっています。

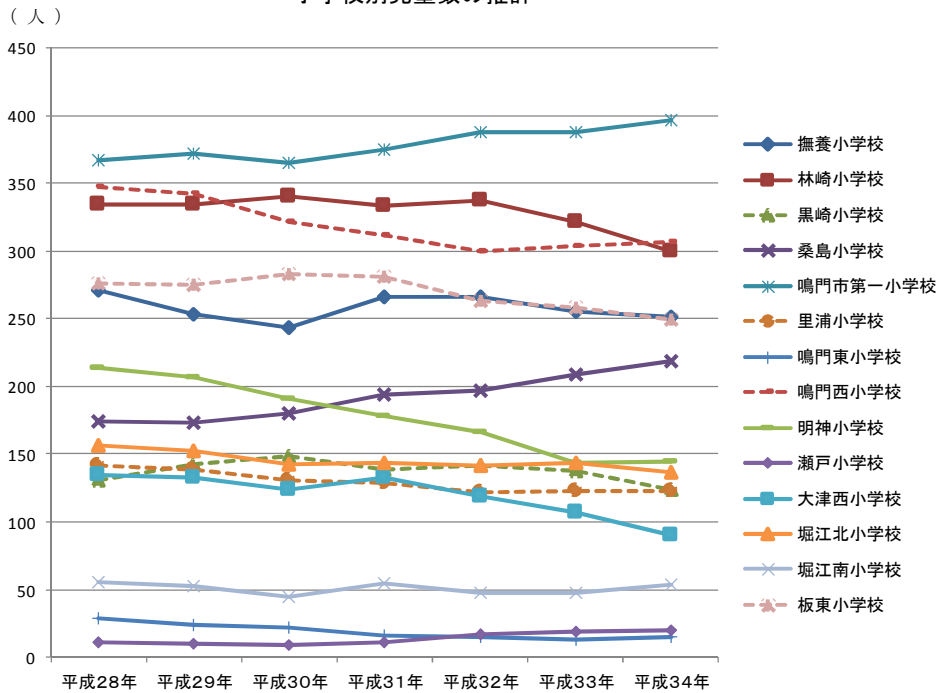
平成28年度と平成34年度の小学校児童数・学級数の比較

地域	小学校名	平成28年度		平成34年度(予測)			
		児童数	学級数	児童数	学級数	平成28年度との児童数比	
第一中校区	撫養地区	撫養小	271	12	251	10	-20
		桑島小	174	6	219	10	45
		黒崎小	131	6	124	6	-7
	大津地区	第一小	367	13	397	14	30
		大津西小	135	6	90	6	-45
第二中校区	林崎小	335	12	300	11	-35	
	里浦小	142	6	123	6	-19	
鳴門中校区	鳴門東小	29	6	15	6	-14	
	鳴門西小	347	12	307	12	-40	
瀬戸中校区	明神小	214	9	145	6	-69	
	瀬戸小	11	3	20	3	9	
	島田小	平成22年度より休校		平成22年度より休校			
	北灘東小	平成27年度より休校		平成27年度より休校			
	北灘西小	平成27年度より休校		平成27年度より休校			
大麻中校区	堀江地区	堀江北小	156	6	137	6	-19
		堀江南小	55	6	53	6	-2
	板東地区	板東小	282	12	249	12	-33
合計		2649	115	2430	114	-219	

- 注1) 学級数には特別支援学級を含んでいない
 注2) 平成28年度児童数は学校基本調査による
 注3) 平成34年度は28年度住民基本台帳により試算
 注4) は、学級編制基準に基づき複式学級を有する学校

【参考：小学校複式学級編制の基準】
 1年生を含む複式…8人 2～6年生の複式…16人
 ※ 学年の低い方から順にとる。
 ※ 複式1学級、単式4学級になる場合は教頭が担任して複式を解消することができる。
 また、複式2学級、単式2学級になる場合は教頭と複式解消加配教員が担任することにより、複式を解消することができる。

小学校別児童数の推計



(5) 中学校別生徒数の推計

平成28年度と平成34年度を比較してみると、生徒数全体では、152人、約10.5%の減少が見込まれます。第一中学校・第二中学校において生徒数の減少が予測されます。特に第一中学校では、113人という大きな減少となっていますが、これは人数の多い学年が卒業し、さらにこの期間の校区小学校の卒業児童数が少ないことが中学校生徒数に反映されているためです。

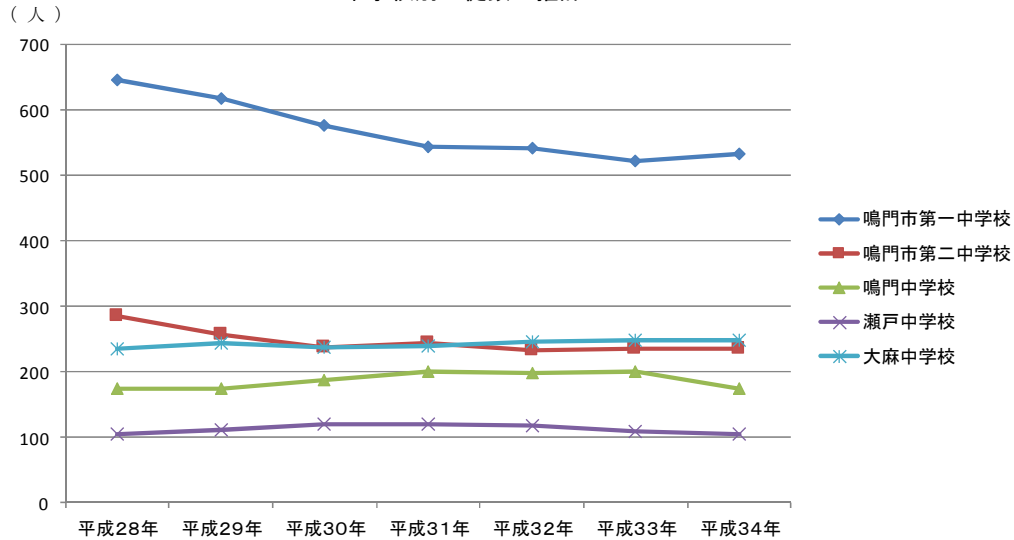
鳴門中学校・瀬戸中学校・大麻中学校の生徒数は、ほぼ横ばい状態となっていますが、瀬戸中学校では、明神小学校の児童数減の影響が、平成34年度以降に現れてくるものと予測されます。

平成28年度と平成34年度の中学校生徒数・学級数の比較

学校名	平成28年度		平成34年度(予測)		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	平成28年度との生徒数比
第一中学校	647	19	534	16	-113
第二中学校	286	10	234	8	-52
鳴門中学校	175	6	175	6	0
瀬戸中学校	104	4	105	4	1
大麻中学校	236	9	248	8	12
合計	1448	48	1296	42	-152

注1) 学級数には特別支援学級を含んでいない
 注2) 平成28年の生徒数は学校基本調査による
 注3) 平成34年度は28年度実数に基づき試算

中学校別生徒数の推計



注1) 平成28年度の生徒数は学校基本調査による
 注2) 平成29年度以降は28年度実数に基づき試算

(6) 学校施設の耐震化の状況について

平成23年3月11日に発生した未曾有の大災害である東日本大震災以降、本市においては、南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で想定されているため、学校施設の耐震化を積極的に進めてきました。

平成28年4月1日現在、本市全体の学校施設耐震化率は95.0%（小中学校施設耐震化率96.7%・幼稚園施設耐震化率85.7%）となっており、第一中学校校舎の改築が完了する平成31年度には、耐震化率は100%となる見込みです。

2 計画策定にあたっての考え方

これまで述べてきたように、本市では学校・幼稚園の小規模化が急激に進んでいる状況にあり、小学校においては複式学級編制となっている学校もあります。

そこで、計画を策定するにあたっては、まず、小規模校（複式学級）のメリット・デメリットについて考えました。その上で適正規模や適正配置について、国や県の法令等による考え方と本市の現状を踏まえ、検討を進めました。

(1) 小規模校（複式学級）のメリット・デメリットについて

子どもの数や学級数が少ない小規模校では、小規模校だからこそできる教育活動や家庭的な雰囲気といったメリットがある反面、子どもの数が少ないことで制約を受ける教育活動も多くあり、そのことが小規模校のデメリットとなっています。

平成27年1月に文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」）では、学級数が少なくなることのメリット・デメリットについて次のように例を示しています。

【小規模校（複式学級）のメリット】

- 一人ひとりの学習状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。
- 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- 様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。
- 教材・教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい。
- 体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- 異年齢の学習活動を組みやすい。
- 地域の協力が得やすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

【小規模校（複式学級）のデメリット】

- 運動会・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- クラス内で男女比の偏りが生じやすい。
- 体育科の球技や音楽科の合奏・合唱のような集団学習の実施に制約が生じる。
- 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- 複数学年分や複数教科分の教材研究を行うことになるため教員の負担が大きい。
- 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。

これらの例は、いずれも一般的に想定されるものですが、こうしたデメリットが生じた場合、集団の中で発達段階に応じて習得すべき能力や健全な心身の育成に影響を与える場合もあります。

(2) 適正規模の考え方

① 国・県の考え方

ア 望ましい学級数

「学校教育法施行規則」第41条では、学級規模の標準は学級数により設定されており、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情あるときは、この限りでない。」(中学校については、第79条において小学校の規定を準用している。)としています。

さらに、「手引」では「望ましい学級数の考え方」として次のように示しています。

【小学校】

- 複式学級を解消するためには1学年1学級以上(6学級以上)が必要である。
- 全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましい。

【中学校】

- 全学年でクラス替えを可能にしたり、学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(6学級以上)が必要である。
- 免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

【参考：免許外指導】

中学校において、ある教科担任の教員配置がない場合、当該教科の免許を有しない教諭が当該教科を担当すること
(教職員免許法 附則第2項)

イ 学級編制基準

国の学級編制の基準は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、小学校1年生は35人以下、小学校2年生～中学校3年生は40人以下となっています。

しかし、現在、全ての都道府県において、国の基準よりも少人数の学級編制を独自の努力によって行っており、徳島県では、「H26 いけるよ！徳島行動計画」において、学級編制基準を、小学校1年生～中学校1年生は35人以下、中学校2年生・3年生は40人以下としています。

ウ 学級規模の標準を下回る場合の対応の目安

「手引」では、学校規模の標準を下回る場合に、市町村において考え得る対応について次のように示しています。

【複式学級が存在する規模】

- 一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
- 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【クラス替えができない規模】

- 児童生徒数が少ない場合は特に教育上の課題が大きい。そのため、児童生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
- 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

また、「この目安は、各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものである」とされており、さらに、「各市町村においては、学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくことが期待される」と示しています。

② 鳴門市の現状と考え方

平成28年度現在、本市において「手引」に示されている望ましい学級数（小学校 12学級以上・中学校 9学級以上）を満たしている学校数は、小学校14校中5校、中学校5校中3校となっています。適正規模について考える上で、この小規模化の現状を踏まえるとともに、本市の地理的条件や地域性も併せて考える必要があります。

学校教育では、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する機会があることが望まれます。これらの機会を通じて思考力

や判断力、表現力などを育み、コミュニケーション能力や規範意識を身に付けることで、本市がめざす「豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会に貢献できる人」が育つものと考えられます。そして、このような教育の質を維持していくためには、適切な規模の児童生徒集団を確保することが望まれます。

また、小規模化が進んだ学校では、法が定める定数配置上、バランスの取れた教員配置が困難となります。その結果、教職員一人ひとりが多数の校務を担うようになり、校務運営に支障を来すだけでなく、児童生徒と向き合う時間や教材研究に充てる時間などにも影響を及ぼします。

とくに、複式学級編制基準に該当する学校では、その影響は大きなものとなります。

このようなことを勘案しながら、本市教育の理念である「ともに学び 育ち合う 共育のまち鳴門」を具現化していくための教育環境を考えたとき、本市として望ましい学校の適正規模は次のとおりであると考えます。

- 多様な学習活動や集団活動を行うことのできる学級人数の規模であること
- 各学年ともクラス替えのできる複数学級がある学校規模であること

ただし、本市の地理的条件や特色ある学校づくりの方向性、将来的な児童生徒数の推計などを総合的に勘案し、上記のいずれかを満たしていれば、適正規模であるとしています。

(3) 適正配置の考え方

① 国の考え方

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条では、公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km 以内、中学校でおおむね6 km 以内が適正であると定めています。

これに加えて、「手引」では、スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、通学時間の基準を設定する場合の目安を「適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消することを前提として、1時間以内を一応の目安とし、各市町村で判断する」と提示しています。

② 鳴門市の現状と考え方

前述したように、前計画では、次のような視点で適正配置を考えてきました。

- 旧町に一つ以上の小学校があること
- 一つの中学校区に二つ以上の小学校があること
- 通学距離の負担を軽減するためのスクールバスの導入
- 原則として既存の学校（園）施設を有効活用すること

前計画に基づき、学校・園の再編を進めてきた結果、中学校は6校から5校になりました。前計画では、旧町を適正配置の基本と考えていましたが、本計画においては、市全体の学校配置のバランスや地域性から、この五つの中学校区を適正配置の基本とすることが望ましいと考えました。

次に、中学校では、いくつかの小学校でそれぞれ違った特色ある教育活動を経験してきた多様な生徒が一緒になることに教育上の意味があることから、一つの中学校区に二つ以上の小学校があることが望ましいと考えました。

しかし、中学校区によっては、児童数が減少し、適正規模の考え方によって、1中学校1小学校の規模になることが予想されます。そのような校区では、小中の垣根を越えた円滑な連携を図りやすくなることから、幼小中一貫教育に取り組むなどにより、校区の特色を生かした魅力のある学校づくりをめざします。

また、再編や休校により校区が拡大した瀬戸中学校、明神小学校・幼稚園、板東小学校・幼稚園にはスクールバスを導入しています。特に瀬戸中学校では、部活動や補習など、学校の状況に合わせた柔軟な運用をしています。

さらに、前述したように、本市では、学校施設の耐震化も進んでおり、既存施設も活用できる状況にあります。

このような国の考え方や鳴門市の現状を踏まえ、鳴門市における適正配置の考え方は次のとおりであると考えます。

- 原則として、「一つの中学校区に二つ以上の小学校がある」としますが、本市の地理的な条件や地域性を考慮し、1中学校1小学校となる場合は、幼小中一貫教育などの魅力ある学校づくりを進めていきます。
- 学校再編により通学距離が長くなることで、子どもの安全面の心配や負担が大きくなる場合は、スクールバス等の補助的手段の導入を検討します。
- 学校再編は、学校施設の耐震化が進んでいることを鑑み、既存の校地と施設を有効活用することとします。

(4) 公立幼稚園を取り巻く状況

本市では、公立幼稚園については小学校との併設を基本とし、幼・小の緊密な連携・接続を図っており、公立幼稚園の就園率は平成28年5月現在で約82.6%と高い水準を維持しています。

しかし、園児数の減少により、ほとんどの幼稚園で小規模化が進んでいます。中でも、鳴門東幼稚園は、平成28年度現在、園児数が3名と小規模化が著しい状況です。また、堀江北幼稚園では、近隣の私立認定こども園の開園等により、園児数の減少が顕著になっています。

国においては、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より、本格施行されました。これは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

この制度では、認定こども園について、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいことで、さらなる普及を図っています。

本市においても、国の制度の実施に向け、平成27年3月に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、取組事項として、「保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進」「認定こども園の整備」「就学前教育・保育のあり方について検討」などを示しており、その中で公立幼稚園のあり方については、「今後、私立保育所等の認定こども園への移行状況や、将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者等の意見を踏まえながら、市全体の就学前教育・保育のあり方という視点で、公立幼稚園のあり方について検討を進めます。」としています。

このように、本市の公立幼稚園を含めた就学前教育・保育を取り巻く状況は、大きく変化しています。

3 鳴門市における学校再編の基本方針

これまでに述べてきた適正規模・適正配置の考え方や幼稚園を取り巻く状況を踏まえ、本市における学校再編の基本方針は次のとおりとします。

(1) 学校再編の視点

① 現5中学校については存続

本市の地理的条件や地域性などを踏まえるとともに、適正配置の観点からも、現5中学校については存続します。

② 小学校における複式学級の解消

前述したような複式学級編制になった場合の教育上・学校運営上の課題を解決し、児童にとってより質の高い多様な教育を推進していけるよう、複式学級の解消を図ります。

③ 新しい学校づくりの推進

学校再編は、学校の統廃合を意味するだけのものではなく、今日的な課題に対応するため、幼小中一貫教育などの新しい学校の形を導入する好機として捉えることもできます。

本市における実情を踏まえ、新しい理念や考えに基づいた新しい学校づくりを推進することは、社会の変化に対応していくためにも必要なことです。

④ 幼小中一貫教育及び幼小中連携の推進

中学校区が1中学校1小学校の小規模となった場合などに、新しい学校づくりの推進という観点から、幼小中一貫教育を進めていきます。

幼小中一貫教育では、幼小中で「めざす子ども像」を共有し、その実現に向けて、11年間の系統性を確保した幼小中一貫教育指導プランを編制・実施することで、学力や生活規律の向上、生徒指導上の課題の解決などを図ります。

現在、瀬戸中学校区において、平成30年度の幼小中一貫教育本格実施に向け、既存の学校施設を活用する施設分離型で取組を進めています。また、鳴門中学校区においても、鳴門東小学校・鳴門西小学校の再編を見据えた上で幼小中一貫教育を検討します。

今後、これらの取組を生かし、校区の規模や地域性の異なるそれぞれの中学校区においても、学校の特色や地域性に応じて、幼小中の連携強化を進めていきます。

⑤ 公立幼稚園の再編

今後、幼児数の減少、公立保育園の再編、認定こども園の新設など、就学前教育・保育をめぐる環境は大きく変化していくと考えられます。そのため、公立幼稚園の再編については、就学前教育・保育の今後のあり方を考えていく中で検討します。

(2) 学校再編の進め方

① より質の高い教育を推進するための再編

学校再編の目的は、児童生徒にとって望ましい教育環境を整備し、より質の高い教育を推進することにあります。

学校の適正規模化を図ることで、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する機会を通じて、思考力や判断力、表現力などを育み、コミュニケーション能力や規範意識を身に付けることができる教育を広げ、深めていくことができます。また、経験年数や専門性、男女比などバランスのとれた教員配置が可能になり、児童生徒にとってより質の高い教育を進めていくことが可能になると考えられます。

このような学校づくりに向けて再編を進めていきます。

② 各学校の状況を見定めた再編

学校ごとに、児童生徒数や学級数、学校施設の状況、地理的な条件や地域との関わりなど、様々な状況の違いがあります。また、社会情勢や教育制度の変化など、教育を取り巻く環境の変化は学校運営や組織に大きな影響を与えます。

そこで、学校を再編するにあたっては、学校の状況や学校を取り巻く環境の変化をしっかりと見定めていく必要があります。

③ それぞれの学校を尊重した再編

本市の学校は百年を超える長い歴史の中で、地域が育て、地域とともに発展してきました。また、保護者や地域の方々にとって大切な地域コミュニティの場であり、心の拠り所ともなっています。たとえ、学校規模に大きな違いがあっても、学校に対する保護者や地域の方々の思い入れは同じであり、学校が持つ歴史や伝統も同じように尊重されなければなりません。

このことから、本市における再編は、それぞれの学校が互いに尊重し合い、新たな学校を設置していくという考え方を基本として、取り組んでいきます。

④ 保護者や地域の方々の思いに寄り添った再編

本計画では、学校が長い歴史の中で地域とともに育まれてきたことや、保護者や地域の方々の学校への思いを大切にし、これにできるだけ寄り添いながら、ゆるやかに再編を進めることとします。

再編に向けては、検討すべき多くの課題もありますが、各学校の保護者や地域の方々とともに話し合っていける場を設け、互いに理解し合いながら、進めていくことが大切であると考えます。

Ⅲ 小中学校の再編実施計画

1 第一中学校区

(1) 撫養小学校・黒崎小学校・桑島小学校

撫養小学校は、現在、各学年2学級編制となっています。今後5年間の児童数はほぼ横ばいの見込みです。

黒崎小学校は、現在、各学年1学級編制となっています。今後5年間の児童数はほぼ横ばいの見込みです。

桑島小学校は、現在、各学年1学級編制となっています。今後5年間、児童数は増加していく見込みで、それに伴い学級数も増えることが予測されます。

このように、それぞれ一定規模の児童数を有していることから、撫養小学校、黒崎小学校、桑島小学校の3校を存続します。再編については、児童数の推移などを長期的に捉えながら、今後の検討課題とします。

(2) 第一小学校・大津西小学校

第一小学校は、現在、各学年2学級編制となっています。今後5年間、児童数は増加していく見込みで、それに伴い学級数も増えることが予測されます。

大津西小学校は現在、各学年1学級編制となっています。児童数確保のため、平成21年4月より国道11号線から西側の木津地区に共通学区を設けました。その後、これまで大津西小学校の児童数は横ばい傾向にありましたが、今後5年間は減少していく見込みです。しかし、極端に小規模化が進むわけではありません。

これらのことに加え、第一中学校区における小学校の配置の観点からも、第一小学校と大津西小学校の両校を存続します。

(3) 第一中学校

第一中学校は、現在、各学年6学級もしくは7学級の編制となっています。今後5年間、生徒数は減少していく見込みですが、各学年5～6学級の編制は続くことが予測されることから、第一中学校を存続します。

2 第二中学校区

(1) 林崎小学校・里浦小学校

林崎小学校は、現在、各学年2学級編制となっています。今後5年間、児童数は減少していく見込みで、平成34年には1学級になる学年があると予測されます。

里浦小学校は現在、各学年1学級編制となっています。児童数確保のため、平成21年4月より立岩字五枚地区を共通学区としました。その後、里浦小学校の児童

数はわずかな減少傾向にありますますが、極端に小規模化が進むわけではありません。

このように、両校ともそれぞれ一定規模の児童数を有すること、また、第二中学校区における小学校の配置の観点からも、林崎小学校と里浦小学校の両校を存続します。

(2) 第二中学校

第二中学校は、現在、各学年3学級もしくは4学級の編制となっています。今後5年間、生徒数は少しずつ減少していく見込みですが、各学年2～3学級編制は続くと予測されることから、第二中学校を存続します。

3 鳴門中学校区

(1) 鳴門東小学校・鳴門西小学校

鳴門東小学校は小規模化が進み、平成23年度より学級編制基準上、複式学級となる学年が生じましたが、教頭が担任に入ることによって複式を解消してきました。平成27年度には複式学級編制となりましたが、平成28年度については、教頭・加配教員が担任に入ることによって複式学級を解消している状況です。

鳴門西小学校は、現在、各学年2学級編制となっています。今後5年間、児童数は減少していく見込みですが、各学年2学級編制は続くと予測されます。

今後、鳴門東小学校の複式学級編制が常態化することが見込まれる段階で、鳴門西小学校との再編を検討します。

(2) 鳴門中学校

鳴門中学校は、現在、各学年2学級編制となっています。今後5年間、生徒数はほぼ横ばいの見込みで、各学年2学級編制は続くと予測されることから、鳴門中学校を存続します。

今後、校区の小学校が再編された場合、鳴門教育大学と連携した学園都市化構想のもと、魅力ある幼小中一貫教育の推進を検討します。

4 瀬戸中学校区

(1) 明神小学校・瀬戸小学校

明神小学校は、現在、各学年1学級もしくは2学級の編制となっています。今後5年間、児童数は減少していく見込みで、その後、各学年1学級編制になると予測されます。

瀬戸小学校は複式学級編制が続いており、近年、児童が在籍していない学年もあるなど、小規模化が著しく、今後もその状況は続く見込みであり、再編が急がれる状況にあります。

児童のより望ましい学習環境を確保するため、瀬戸小学校及び明神小学校、並びに現在休校中の島田小学校、北灘東小学校、北灘西小学校の5校の再編が必要であると考えます。

(2) 瀬戸中学校

平成26年に瀬戸中学校と北灘中学校が統合し、新たな瀬戸中学校となっています。現在、各学年1学級もしくは2学級の編制となっており、今後5年間、生徒数は、ほぼ横ばいの見込みで、現在の学級数が続くと予測されます。将来的には明神小学校の児童数減に伴い、瀬戸中学校の生徒数も減少する見込みですが、瀬戸・北灘地区唯一の中学校であることから、瀬戸中学校を存続します。

現在、瀬戸中学校区では、平成30年度の幼小中一貫教育本格実施に向け、校種間の連携強化等の取組を進めてきています。今後、一貫教育を推進することで、より魅力ある学校づくりをめざしていきます。

5 大麻中学校区

(1) 堀江北小学校・堀江南小学校

堀江北小学校は、現在、各学年1学級編制となっています。今後5年間、児童数は少しずつ減少していく見込みですが、極端に小規模化が進むわけではありません。

堀江南小学校は、平成26年度より学級編制基準上、複式学級となる学年が生じましたが、教頭が担任に入ることによって複式学級を解消してきました。今後5年間、児童数はほぼ横ばいの見込みで、当面は現状が維持されると予測されます。

今後、堀江南小学校の複式学級編制が常態化することが見込まれる段階で、堀江北小学校との再編を検討します。

(2) 板東小学校

平成24年に板東小学校と川崎小学校が統合し、新たな板東小学校となっています。現在、各学年2学級編制となっており、今後5年間、児童数は少しずつ減少する見込みです。しかし、各学年2学級編制は続くと予測されることから、板東小学校を存続します。

(3) 大麻中学校

大麻中学校は、現在、各学年3学級の編制となっています。今後5年間、生徒数はほぼ横ばいの見込みで、各学年2～3学級編制になることが予測されることから、大麻中学校を存続します。

IV 公立幼稚園の再編実施計画について

前計画では、小学校との緊密な連携・接続を図るという観点から、本市の特色である幼・小併設を基本とし、幼小を一体とした再編計画としていました。しかし、本市の公立幼稚園を含めた就学前教育・保育をめぐる環境は、国の子ども・子育て支援施策の推進と併せ、大きく変化しています。

このことから、第二期鳴門市教育振興計画においても、「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、公立幼稚園のあり方について「私立保育所等の認定こども園への移行状況や、将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見も踏まえながら、市全体の就学前教育・保育という視点で公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。」と示しています。

このような考え方にに基づき、将来の公立幼稚園のあり方を示す再編実施計画については、就学前教育・保育の今後のあり方を考えていく中で、関係機関との調整を図りつつ、別途検討していくこととします。

V 資料編

1 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 28 年度	
平成 28 年 7 月 14 日	平成 28 年度第 1 回鳴門市教育振興計画審議会開催 第二期鳴門の学校づくり計画の策定を審議会に諮問
平成 28 年 9 月 2 日	平成 28 年度第 2 回鳴門市教育振興計画審議会開催
平成 28 年 10 月 26 日	平成 28 年度第 3 回鳴門市教育振興計画審議会開催
平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年度第 4 回鳴門市教育振興計画審議会開催
平成 29 年 1 月 10 日 ～2 月 3 日	第二期鳴門の学校づくり計画中間報告意見交換会 会場：鳴門市内小学校（14 校）
平成 29 年 2 月 13 日	平成 28 年度第 5 回鳴門市教育振興計画審議会開催
平成 29 年 2 月 14 日 ～2 月 28 日	パブリックコメント事前周知
平成 29 年 3 月 1 日 ～3 月 31 日	パブリックコメント実施
平成 29 年度	
平成 29 年 5 月 8 日	平成 29 年度第 1 回鳴門市教育振興計画審議会開催 第二期鳴門の学校づくり計画（案）を審議会より答申

2 諮問・答申

鳴 教 学 第 450 号

平成 28 年 7 月 14 日

鳴門市教育振興計画審議会会長 様

鳴門市教育委員会

「鳴門の学校づくり計画」の策定について（諮問）

本市においては、少子化が進み、人口減少社会という大きな変革期を迎えた中で、本市の未来を託す子どもたちのためにより良い教育環境を整えることを目的に、鳴門市教育振興計画の実施計画である「鳴門の学校づくり計画」を平成 20 年 5 月に策定し、この計画に沿って学校（園）の再編を進めてまいりました。

このたび、平成 28 年度を初年度とする「第二期鳴門市教育振興計画」が策定されたことに伴い、策定から 8 年が経過した「鳴門の学校づくり計画」についても、社会情勢や教育を巡る環境の変化に柔軟に対応するとともに地域の状況に即した計画となるよう見直しを行う必要があります。

このことから、鳴門市附属機関設置条例（平成 25 年条例第 2 号）に基づき、第二期の「鳴門の学校づくり計画」の策定について貴審議会の意見を求めます。

平成 29 年 5 月 8 日

鳴門市教育委員会 様

鳴門市教育振興計画審議会
会 長 阪根 健二

「第二期鳴門の学校づくり計画」策定について（答申）

平成 28 年 7 月 14 日付で当審議会に諮問されました鳴門の学校づくり計画策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「第二期鳴門の学校づくり計画（案）」を取りまとめましたので、答申いたします。

計画の推進にあたっては、子どもたちが将来にわたって質の高い教育を受けることができるよう、下記の事項に留意し、取り組まれますよう要望します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、常に子どもたちの教育を最優先に考慮しながら、保護者、地域の方々の理解のもと進めるとともに、社会情勢や学校の状況、学校を取り巻く環境の変化に応じ、適切な時期に見直しを図られたい。
- 2 当審議会の審議過程において、各委員から述べられた意見・要望については、計画の推進段階において十分配慮されたい。

3 鳴門市教育振興計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市教育振興計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

4 鳴門市教育振興計画審議会委員一覧

(50音順 敬称略 平成28年7月14日～平成29年5月8日)

	氏名	所属・役職	備考
1	朝田 勝也	鳴門市幼小中PTA連合会幼稚園部会長	
2	池内 誠	鳴門幼小中PTA連合会会長 (平成29年3月9日まで)	
3	川上 貴也	公募委員	
4	久次米 恵子	平成28年度鳴門市幼稚園長会会長	
5	黒濱 政章	鳴門市子どもいきいき課課長	
6	阪根 健二	鳴門教育大学教授	会長
7	先田 仁美	鳴門市幼小中PTA連合会小学校部会長	
8	佐藤 誠二	鳴門市保育所保護者会連合会会長	
9	徳永 忠士	鳴門市幼小中PTA連合会会長 (平成29年3月10日から) 鳴門市幼小中PTA連合会中学校部会長	
10	藤田 美智子	平成28年度鳴門市小学校長会会長	
11	山本 哲生	四国大学准教授	副会長
12	湯地 宏樹	鳴門教育大学教授	
13	米崎 和幸	鳴門市中学校長会会長	